

# 畜舎における消防法令に係る特例の適応状況

消防庁予防課

# 畜舎における消防法令に係る特例の適用状況

- 畜舎は、消防法令に基づき、面積に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、消防用水、自動火災報知設備などの消防用設備等の設置が必要となる。
- ただし、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、各畜舎の具体的な位置や構造等が一定の要件に適合すると認められる場合は、消防法施行令第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置を免除できるものとされている。

## 【消防法施行令】

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

- 消防庁では、技術的助言として、特例の適用に際しての要件に係る質疑応答を通知発出している。  
各消防本部では、当該技術的助言の内容に沿って、運用がなされている。

## 【消防庁通知①】（昭和53年9月9日消防予第179号通知）

【問】 次のような形態の鶏舎に対する消防用設備等の設置はどうにすべきか。

- ア 木造平屋建てで、延べ面積は3000m<sup>2</sup>である。
- イ 屋根及び壁は波型トタンで仕上げる。
- ウ 窓はビニールで貼る。
- エ 建築物内部には照明設備が設けられるが、過電流しゃ断器を設置する。
- オ 所有は農協で、作業するものは4名程度である。

【答】 設問の防火対象物は令別表第1（15）項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。

なお、当該防火対象物の位置が、周囲に十分な空地を保有する等出火した場合他への延焼のおそれが少ないと認められるものにあっては、令第32条の規定を適用し、消火器を設置すれば足りるものと解する。

## 【消防庁通知②】（昭和54年11月27日消防予第229号通知）

【問】 牛舎等に対する消防用設備の設置について、家畜の飼育という特殊な形態であるために消防用設備等をどのように設置すべきか、ご教示願います。なお、建築物の形態等については下記のとおり。

### 建築物の形態等

- 1 鉄骨造、2階建延べ面積1,446m<sup>2</sup>である。
- 2 屋根は、大波スレート葺、外壁は小波スレートで仕上げる。
- 3 1階部分（地上3m）は、全面開放で家畜の飼育に使用、2階部分は全面スレート張りで飼料の藁を収納する。
- 4 和牛125頭を飼育し、牛舎の周囲の状況は、環境衛生上十分考慮され、田園に統じて山が連なるところの山間であり、住居等の建物とは火災予防上十分な距離が保有されている。
- 5 所有者は個人で、作業員は2名程度である。

【答】 設問防火対象物は、令別表第1（15）項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。

なお、設問の場合、令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。

# 畜舎における消防法令に係る特例の適用状況

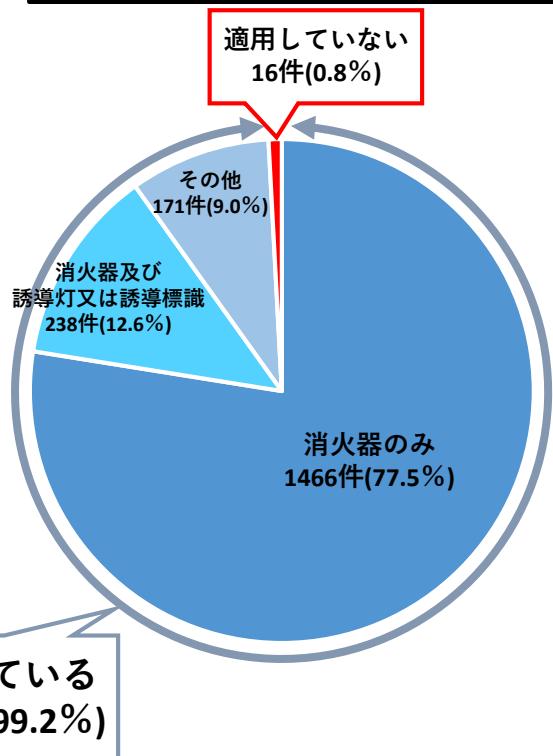
○消防庁では、全国の消防本部に対し、畜舎の用途に供する防火対象物（※1）について、消防法施行令第32条に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置を免除した事例について調査を行った。（※2）

※1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る予算成立日(平成28年1月20日)以降に着工したもので、自動火災報知設備の設置義務の対象となるもの(延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上のもの)

※2 「畜舎に係る消防法施行令第32条の適用事例の報告について」(令和2年9月18日消防予第314号)

○その結果、回答のあった1,891件の畜舎のうち、消防法施行令第32条に基づく特例を適用しているものが1,875件(99.2%)、適用していないものが16件(0.8%)だった。

## 特例の適用状況



## ○特例を適用していない理由 (16件)

### 〈消防庁通知で示したケースに該当しないもの〉

- 周囲に住宅地、山林や建築物があり、出火した場合に空地不十分で周囲への延焼危険があるため(7件)

### 〈消防庁通知で示したケースには該当するが、消防本部において、特例の適用は不可と判断したもの〉

- 過去に管内の畜舎で火災が発生し、大きな被害となった事例があったため(2件)
- 避難上又は消防活動上有効な開口部を有しないため(2件)
- 研究施設としての畜舎であり、出火危険及び人命危険が少ないと判断したため(1件)

### 〈その他〉

- 施主の意向によるため(1件)
- 調整中(3件)